

古河市避難行動要支援者の支援に関する計画  
【全体計画】

令和2年11月



古 河 市

# 目 次

## 第1章 総則

- 第1 目的
- 第2 計画の位置付け
- 第3 計画の構成
- 第4 要配慮者及び避難行動要支援者の定義

## 第2章 支援体制

- 第1 避難行動要支援者の支援体制（全体像）
- 第2 市の支援体制
- 第3 地域における支援体制づくり

## 第3章 避難行動要支援者情報の活用

- 第1 避難行動要支援者名簿
- 第2 避難行動要支援者名簿への登録
- 第3 個別支援計画
- 第4 避難行動要支援者情報の適正管理

## 第4章 避難行動の支援及び安否確認

- 第1 避難情報等の伝達
- 第2 避難誘導
- 第3 安否確認

## 第5章 避難所等における支援

- 第1 避難所の設置及び運営
- 第2 福祉避難所

# 第1章 総則

## 第1 目的

この計画は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」といいます。）において、避難情報その他の災害情報を入手し、又は判断することが困難な人及び自ら避難することが困難な人の支援を実施するために必要な事項を定め、市民一人ひとりの「自助」、地域の助け合いや支え合いによる「共助」、市、消防機関、警察等の公的機関による「公助」に基づく支援の体制を整備することで、安心して暮らすことができる地域づくりを推進することを目的とします。

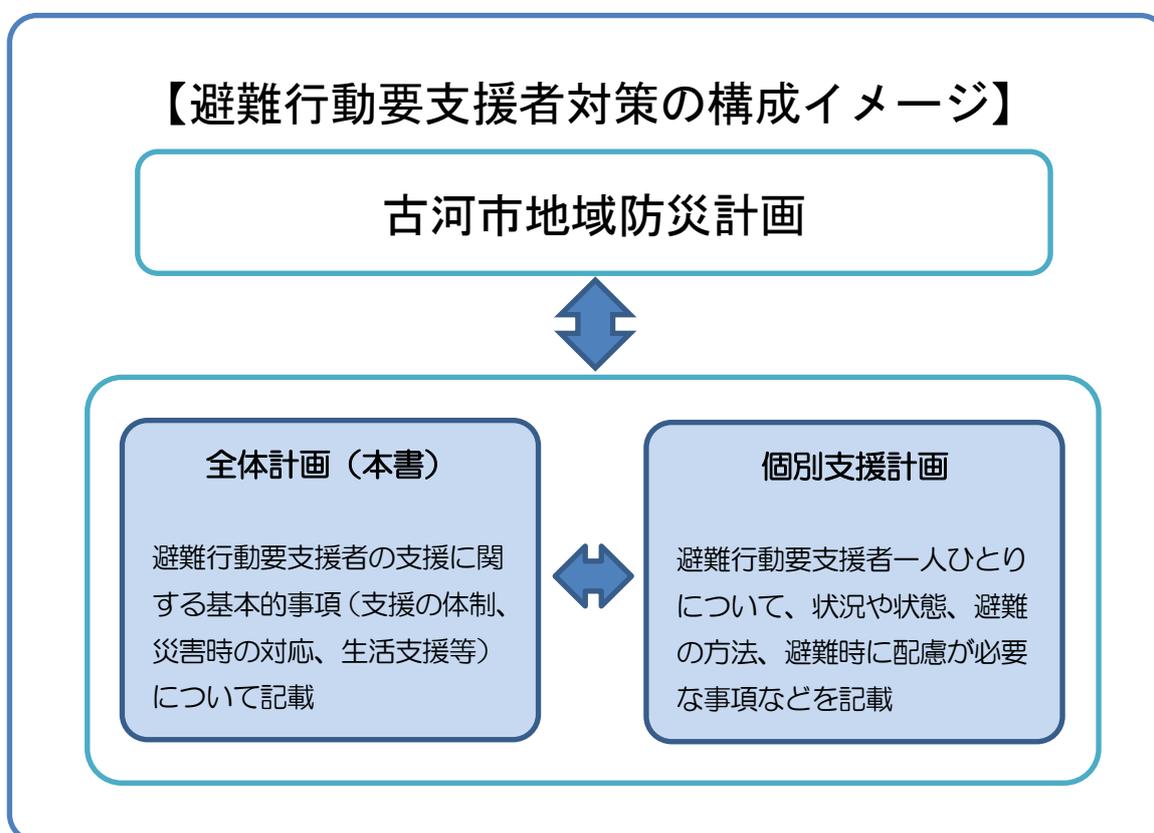
## 第2 計画の位置付け

この計画は、古河市地域防災計画における避難行動要支援者対策に関する事項について具体化を図り、避難行動要支援者の支援のための基本的なルールを定めるものです。

## 第3 計画の構成

避難行動要支援者対策を推進するに当たっては、古河市地域防災計画に基づき、基本的な事項について定める全体計画（本書）と避難行動要支援者一人ひとりの状態や状況等を記載した個別支援計画を作成するものとします。

全体計画では、支援体制、支援方法、安否確認等、避難行動要支援者の支援に関する基本的な事項を定め、個別支援計画では、避難行動要支援者一人ひとりの所在、生活状況、心身の状態、避難の方法、避難時に配慮が必要な事項等の具体的な事項を記載します。



## 第4 要配慮者及び避難行動要支援者の定義

### (1) 要配慮者

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人をいいます。

#### 【要配慮者の類型（主なもの）】

- ・ 高齢者（ひとり暮らし、寝たきり、認知症の人等）
- ・ 障がい者（身体、知的、精神）
- ・ 在宅難病患者
- ・ 乳幼児
- ・ 妊産婦
- ・ 外国人（日本語に不慣れな人等）

### (2) 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に避難情報その他の災害情報を自ら入手し、又は判断することが困難な人及び自ら避難することが困難な人であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいいます。

この計画において避難行動要支援者の対象となる人は、現に市内に在宅で居住している人で、次のいずれかに該当する人としてします。

#### 【避難行動要支援者の対象者】

- ① 75歳以上の高齢者のみの世帯の人
- ② 要介護者（要介護3～5の該当者）
- ③ 身体障がい者（身体障害者手帳1級、2級）
- ④ 知的障がい者（療育手帳㊦、A）
- ⑤ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）
- ⑥ 上記と同程度の者で、市長が避難行動要支援者と認める人

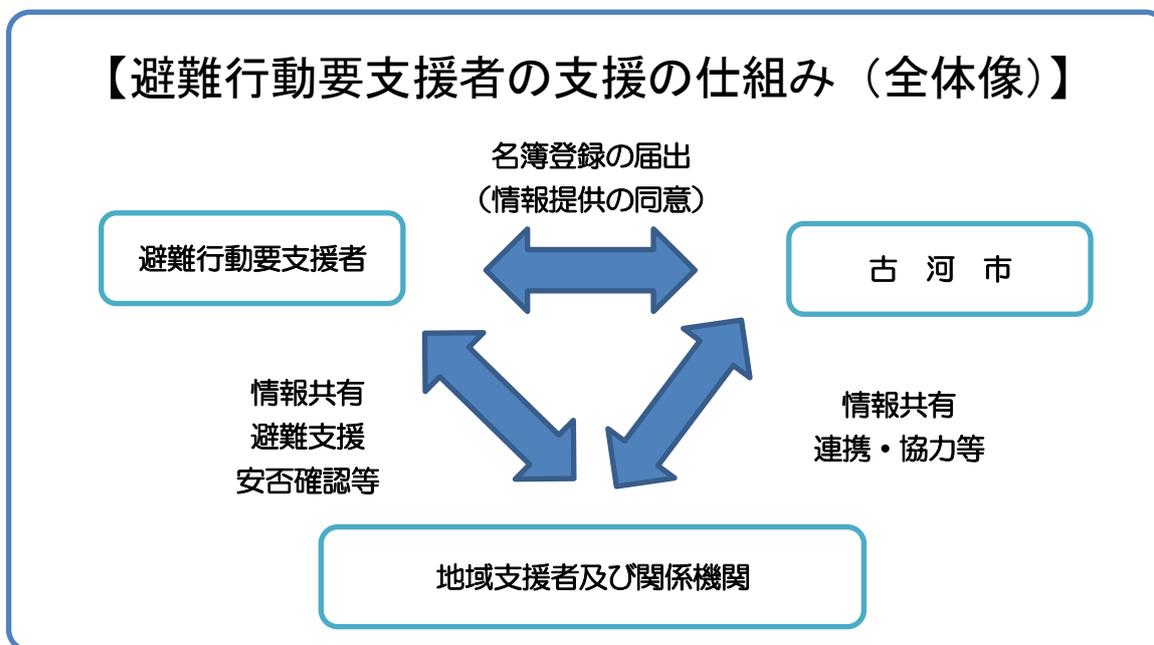
避難行動要支援者の支援は、第三者による支援がなければ情報の入手又は判断が困難な人及び自力での円滑かつ迅速な避難が困難な在宅の人を優先するとともに、被災する危険性が高い地域の人を重点的に支援する必要があります。なお、市長が避難行動要支援者と認める人については、第三者による支援が必要と認められる定住外国人や乳幼児、妊産婦を含むものとし、支援の必要性については、本人の状況や状態を十分に考慮するものとします。

また、避難行動要支援者の優先度については、避難情報その他の災害情報の入手又は判断能力、避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動を取るのに必要となる本人の身体能力等に注目するとともに、その生活状況や要介護、障がいの程度等の状態から、支援の必要性を十分に検討したうえで判断するものとします。

## 第2章 支援体制

### 第1 避難行動要支援者の支援体制（全体像）

避難行動要支援者の支援に当たっては、平常時から市と地域住民及び消防機関、警察、福祉関係者等との連携を図り、避難行動要支援者と支援に関係する人との協力関係を醸成するとともに、市は、避難行動要支援者の支援に関する知識や制度の普及啓発に努め、災害時に迅速に対応できるよう支援体制を整備するものとします。



### 第2 市の支援体制

#### (1) 避難行動要支援者対策班の設置

避難行動要支援者の支援に関する事務を的確に実施するため、市に、避難行動要支援者対策班（以下「対策班」といいます。）を設置します。

対策班は、平常時から要配慮者及び避難行動要支援者の把握、情報の共有化を図るとともに、避難行動要支援者本人や地域住民等に対して、支援に係る知識、制度の普及啓発を積極的に実施するものとします。

【避難行動要支援者対策班の組織と主な事務】

更生	担当	主な事務
班 長	防災・危機管理課長	班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。
副 班 長	福祉総務課長/福祉推進室長	班長を補佐し、班長に事故あるとき若しくは欠けたときは、その職務を代理する。
班 員	防災・危機管理課 福祉総務課・福祉推進室 障がい福祉課・高齢介護課 地域包括支援センター・ 健康づくり課 その他の関係課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（全体計画、個別支援計画）の作成、更新</li> <li>・要配慮者の把握</li> <li>・避難行動要支援者名簿の作成、更新</li> <li>・支援に係る知識、制度の普及啓発</li> <li>・避難行動要支援者の登録</li> <li>・避難行動要支援者情報の管理</li> <li>・避難行動要支援者、地域等への情報伝達</li> </ul>

## (2) 避難行動要支援者の把握

市は、市の保有する情報（住民記録、介護保険、障害者手帳、高齢者情報等）に基づき、平常時から避難行動要支援者に関する基本的な情報（氏名、住所、年齢、生活状況や状態等）を把握しておくものとします。なお、避難行動要支援者把握のため、必要に応じて、県や医療機関等に対し、市の保有する情報以外の要配慮者に関する情報の提供を求めるものとします。

## (3) 救急医療カプセル「伝言くん」の活用

市では、救急医療を受ける際に、救急活動に必要な医療情報（持病、服薬、かかりつけ医などの情報）を専用のカプセルに入れ、自宅の冷蔵庫に保管することで、救急隊や医療機関が迅速な救急救命活動に役立てる手段として、救急医療カプセル「伝言くん」の無料配布を行っています。

「伝言くん」には、救急医療情報シート、医療機関の診察券の写し、健康保険証の写しなど、救急医療に必要な情報を保管していることから、避難行動要支援者の支援に活用することが可能です。また、「伝言くん」の配布対象者は、避難行動要支援者の対象者とほぼ一致することから、市は、「伝言くん」を活用し、避難行動要支援者対策を推進するものとします。

## 第3 地域における支援体制づくり

### (1) 防災・減災意識の啓発

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが日ごろから災害に備え、自分の身は自分で守るという「自助」、そして、自治会・行政区、自主防災組織等が主体となった地域住民の助け合いや支え合いによる「共助」の意識と行動が重要です。

市は、防災・減災に関するパンフレット（洪水・道路冠水ハザードマップ、地震防災マップ）の配布、出前講座や説明会、講演会等を実施して、災害時の備えや心得について、地域への周知や防災・減災意識の啓発に努めます。

#### 【災害時の備え（例）】

- 住宅の安全対策（耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、窓ガラスの飛散防止など）
- 近隣の危険箇所（河川、急傾斜地、地すべり箇所など）の確認
- 避難所、避難場所、避難経路の確認
- 家族の集合場所、連絡方法の確認
- 非常用持ち出し品、非常用備蓄品等の準備
- 避難情報その他の災害情報等の入手方法の確認
- 災害時伝言ダイヤル171、インターネット上の災害時伝言板の使用方法の確認

### (2) 避難行動要支援者に関する知識、制度の普及啓発

避難行動要支援者の支援に当たっては、防災・減災意識の向上だけでなく、家族や近隣住民など避難行動要支援者のすぐ近くで生活している人々の協力が極めて重要です。

市は、地域が一体となった支援の実施を目指して、自治会・行政区、自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者に関する知識や制度について市民への積極的な周知及び普及啓発を図り、避難行動要支援者本人やその家族、支援に関わる人への働きかけを行っていきます。

### (3) 地域支援者

避難行動要支援者の支援にあたり、家族や近隣住民など、避難行動要支援者のすぐ近くで生活している人の助け合いや支え合いによる支援が最も効果的であると考えられます。

この計画において、地域支援者とは、避難行動要支援者の支援を直接行う人をいい、地域支援者となることができる人の役割については、次のとおりとします。

【地域支援者の役割】

平常時	<ul style="list-style-type: none"><li>• 普段からの声かけや相談等日常生活の見守り活動</li><li>• 避難行動要支援者の状況の把握と市への連絡 など</li></ul>
災害時	<ul style="list-style-type: none"><li>• 避難行動要支援者への避難情報その他の災害情報の伝達</li><li>• 避難勧告等の発令時における避難行動要支援者に対する避難所等への避難行動の呼びかけや避難誘導</li><li>• 避難行動要支援者の安否の確認 など</li></ul>

※ 地域支援者は、可能な範囲で避難行動要支援者の支援を実施するものであり、支援について法的な義務や責任を負うものではありません。

### (4) 支援の実施に携わる関係者（関係機関）

避難行動要支援者の支援にあたり、支援を直接に行う地域支援者のほか、地域住民や公的機関が連携、協力し、地域ぐるみの支え合いや助け合いによる支援の体制を構築していく必要があります。

この計画において、関係機関とは、避難行動要支援者の支援の実施に携わる関係者であり、次に掲げる個人や団体とします。

【関係機関】

<ul style="list-style-type: none"><li>① 自治会・行政区</li><li>② 自主防災組織</li><li>③ 民生委員・児童委員</li><li>④ 古河市消防団</li><li>⑤ 茨城西南広域市町村圏事務組合消防本部</li><li>⑥ 古河警察署</li><li>⑦ 社会福祉法人古河市社会福祉協議会</li><li>⑧ 陸上自衛隊（第1施設団・施設学校）</li><li>⑨ 日本赤十字社茨城県支部</li><li>⑩ 個別支援計画の作成支援を行う福祉事業所</li></ul>
---

## 第3章 避難行動要支援者情報の活用

### 第1 避難行動要支援者名簿

#### (1) 避難行動要支援者名簿の作成、更新

市は、市の保有する要配慮者に関する情報に基づき、避難行動要支援者の支援を実施するための基礎資料として、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」といいます。）を作成するものとします。

名簿は、避難行動要支援者の全体的な状況の把握、避難行動要支援者の登録の促進、災害時の避難行動の支援や安否確認に利用することを目的として作成します。

#### 【避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録する事項】

事 項
① 氏名
② 生年月日
③ 性別
④ 住所（又は居所）
⑤ 電話番号
⑥ 支援を必要とする事由
⑦ その他必要な事項

#### (2) 避難行動要支援者情報の収集と共有

名簿の作成、更新に当たっては、名簿の作成に必要な限度で、市の保有する情報に基づき把握している要配慮者に関する情報から、名簿の作成、更新に必要な避難行動要支援者に関する情報を収集し、対策班において共有するものとします。

#### (3) 市の内部における名簿情報の利用

名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」といいます。）は、避難行動要支援者の支援のために必要な限度で、市の内部において共有できるものとします。

#### (4) 関係機関への名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、又は災害時に避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、避難行動要支援者の支援のために必要な限度で、本人の同意を得て、名簿情報を関係機関に提供できるものとします。

## 第2 避難行動要支援者名簿への登録

避難行動要支援者の名簿は、市に届出ることによって避難行動要支援者として登録しておくことができる仕組みです。平常時の見守り活動や災害時の支援を円滑に実施するために、避難行動要支援者の同意を得た上で、名簿を活用するものとします。

### (1) 名簿登録の届出

避難行動要支援者本人又はその親族、法定代理人等（以下「代理人」といいます。）が、避難行動要支援者として名簿への登録を希望する場合は、「古河市避難行動要支援者調査票」（以下「調査票」といいます。）により、市に届出るものとします。

登録の届出に当たっては、避難行動要支援者の支援のために必要な情報を関係機関に提供することに同意するものとします。

### (2) 名簿の登録事項の変更、修正

災害時の迅速かつ的確な支援を実施するためには、避難行動要支援者の情報をできる限り最新の状況や状態で名簿に登録しておく必要があります。避難行動要支援者の名簿の登録事項に変更があった場合は、本人又は代理人が速やかに変更の届出を行うものとします。

市は、届出事項等を調査し、速やかに台帳の変更事項を修正するものとします。なお、届出がない場合でも、市が台帳の名簿の登録事項に異動があったことを確認したときは、異動事項を修正することができるものとします。

### (3) 名簿登録の抹消

避難行動要支援者が名簿の登録の抹消を求める場合は、本人又は代理人が登録の抹消を届け出るものとします。なお、届出がない場合であっても、市において、次のいずれかに該当することを確認した場合は、名簿の登録を抹消することができるものとします。

#### 【市が届出によらず登録を抹消できる場合】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 避難行動要支援者本人が死亡したとき</li><li>② 避難行動要支援者本人が古河市外に転出したとき</li><li>③ 避難行動要支援者の範囲に該当しなくなったとき</li><li>④ その他、市長が支援登録を抹消することが適当と認めるとき</li></ul> |
|---|

## 第3 個別支援計画

### (1) 個別支援計画の作成及び情報の収集

市は、避難行動要支援者が障がい等によって自ら避難することが困難である場合も想定されるため、関係機関と連携を図りながら、名簿に登録した避難行動要支援者について、個別支援計画を作成するものとします。また、個別支援計画の作成に当たっては、「避難行動要支援者制度についての重要事項説明書」をもって、本人またはその家族等から同意を得たうえで、直接、避難についての聞き取りを行います。

なお、作成した個別支援計画については、計画書を原本として市が保管するとともに、避難行動要支援者に対し、控えとして計画書の写しを交付して保管させるものとします。

(2) 市の内部における個別支援計画の情報の利用

個別支援計画に記載された情報は、避難行動要支援者の支援のために必要な限度で、市の内部で共有できるものとします。

(3) 関係機関への個別支援計画の情報の提供

個別支援計画は、災害時において、個人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認められるときは、市は、避難行動要支援者の支援のために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得ずに、個別支援計画の情報を関係機関に提供できるものとします。ただし、提供できる個別支援計画の情報については、関係機関が直接支援を実施する避難行動要支援者に関する範囲に限るものとします。

#### 第4 避難行動要支援者情報の適正管理

(1) 市の内部における名簿及び個別支援計画の管理

名簿及び個別支援計画の原本は、対策班において電子データ及び文書として保管します。

電子データについては、市で運用している避難行動要支援者情報システムにおいてデータベース化した避難行動要支援者に関する情報を同システム上で管理するとともに、電子媒体でのバックアップによる二重管理を行います。また、情報の使用に当たっては、古河市情報セキュリティポリシーの規定に基づき、個別ID及びパスワードによる使用者の制限を行うなどして、情報セキュリティ管理の徹底を図ります。文書については、指定された保管場所において施錠管理するなどして、適切に保管するものとします。

(2) 守秘義務及び情報の適正管理

市は、関係機関に対して名簿及び個別支援計画情報を提供する場合は、避難行動要支援者の支援に関する守秘義務及び情報の適正管理を徹底するため、下記の事項を遵守させるものとします。

【守秘義務及び情報の適正管理】

- ① 正当な理由なく、避難行動支援者の支援に関して知り得たすべての秘密を漏えいしないこと。
- ② 支援以外の目的で名簿又は個別支援計画の写しを使用し、又は複製及び転写しないこと。
- ③ 名簿又は個別支援計画の写しを第三者に提供しないこと。
- ④ 名簿又は個別支援計画の写しを毀損又は紛失しないよう厳重に保管すること。
- ⑤ 名簿又は個別支援計画の写しを紛失したときは、直ちに市長に報告すること。
- ⑥ 名簿又は個別支援計画の写しの返還を請求されたとき又は保管する必要がなくなったときは、直ちに市長に返還すること。

(3) 情報の取り扱いに係る指示及び調査

市は、関係機関に対して名簿情報又は登録情報を提供した場合は、提供先を常に把握しておくとともに、必要に応じて名簿又は個別支援計画の写しの取り扱いや保管について、指示又は調査を行うものとします。

## 第4章 避難行動の支援及び安否確認

### 第1 避難情報等の伝達

#### (1) 情報伝達手段の整備

市は、避難情報その他の災害情報（以下「避難情報等」といいます。）が避難行動要支援者に迅速に伝達されるよう、避難行動要支援者の状態及び災害の種類や状況に応じて、特定的手段に偏ることなく、複数の手段を活用した情報伝達手段の確保を図るものとし、また、避難行動要支援者の身体又は精神の状態によっては、的確な情報伝達が困難な場合も想定されることから、それぞれの特性に応じた多様な情報伝達手段の整備に努めるものとし、

#### 【主な情報伝達手段（例）】

広域への伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線による放送</li> <li>・携帯電話各社による緊急速報メールの配信</li> <li>・古河市防災・防犯メールの活用</li> <li>・広報車、消防団による広報活動</li> <li>・自治会・行政区、自主防災組織を通じた個別連絡（電話、FAX、個別訪問等）</li> <li>・古河市ホームページ（緊急情報）への掲載</li> <li>・放送事業者への情報提供及び広報依頼</li> </ul>	など
個人への伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援者及び関係機関等による個別連絡（電話、FAX、個別訪問等）</li> <li>・災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板Web171等を利用した連絡</li> </ul>	など

#### (2) 避難情報の発令

市は、気象情報、河川情報その他の災害情報を収集し、災害から身を守るために避難の必要があると判断したときは、災害の種類や状況に応じて避難区域を定め、避難情報を発令します。

避難情報には、警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル4 避難勧告、警戒レベル4 避難指示（緊急）があり、発令の目安は下表のとおりです。

#### 【避難情報の種類と発令の目安】

種類	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 避難準備・ 高齢者避難開始	特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害発生の可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に避難行動に時間を要する人は、計画された避難所等への避難行動を開始（地域支援者は支援行動を開始）</li> <li>・上記以外の方は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難の準備を開始</li> </ul>
警戒レベル4 避難勧告	通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害発生の可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる人は、計画された避難所等への避難行動を開始

<p>警戒レベル4 避難指示 (緊急)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>
---------------------------------	---	---

避難行動要支援者については、その多くが警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で速やかに避難行動を開始する必要があることから、市は、避難行動要支援者に対する迅速かつ的確な情報伝達を実施するため、関係機関と緊密な連携を図るものとします。

### (3) 避難情報その他の災害情報の伝達

市は、避難情報等を伝達する際は、防災行政無線、緊急速報メール、広報車による広報活動、市ホームページ(緊急情報)への掲載等の手段によって広域的な情報伝達を実施します。

## 第2 避難誘導

### (1) 避難誘導の手段

避難行動要支援者の避難行動については、警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で速やかに開始する必要があります。警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始が発令され、避難所・避難場所への避難誘導を開始する際には、まず、家族や近隣住民等、避難行動要支援者の身近にいる人が避難を促すことを基本とします。

地域支援者は、警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始が発令されたときは、避難行動要支援者やその家族等に速やかに連絡を試み、迅速な避難を促すとともに、可能な範囲で避難所・避難場所への避難誘導等の支援を開始するものとします。なお、避難は徒歩を原則としますが、災害の状況や避難行動要支援者の状態に応じて自動車等も利用し、避難行動要支援者の安全確保に十分配慮しながら避難誘導を行うものとします。なお、危険が急迫し、避難誘導や避難行動要支援者の安全確保が困難な場合は、消防機関、警察、市の対策班（又は災害対策本部）等に対応を依頼するものとします。

市においては、対策班が初動対応を実施し、災害対策本部設置時は、避難誘導班を中心として消防機関、警察署と連携、協力し、避難行動要支援者を含む市民の避難誘導を行います。

### (2) 避難経路の選定と避難誘導

市は、避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう関係機関の協力を得ながら、災害の状況に応じて、最も安全かつ円滑な避難が可能となる経路を選定するよう努めるとともに、警察署との連携、協力を図り避難者の交通を確保するなどの措置を行い、避難誘導を実施するものとします。

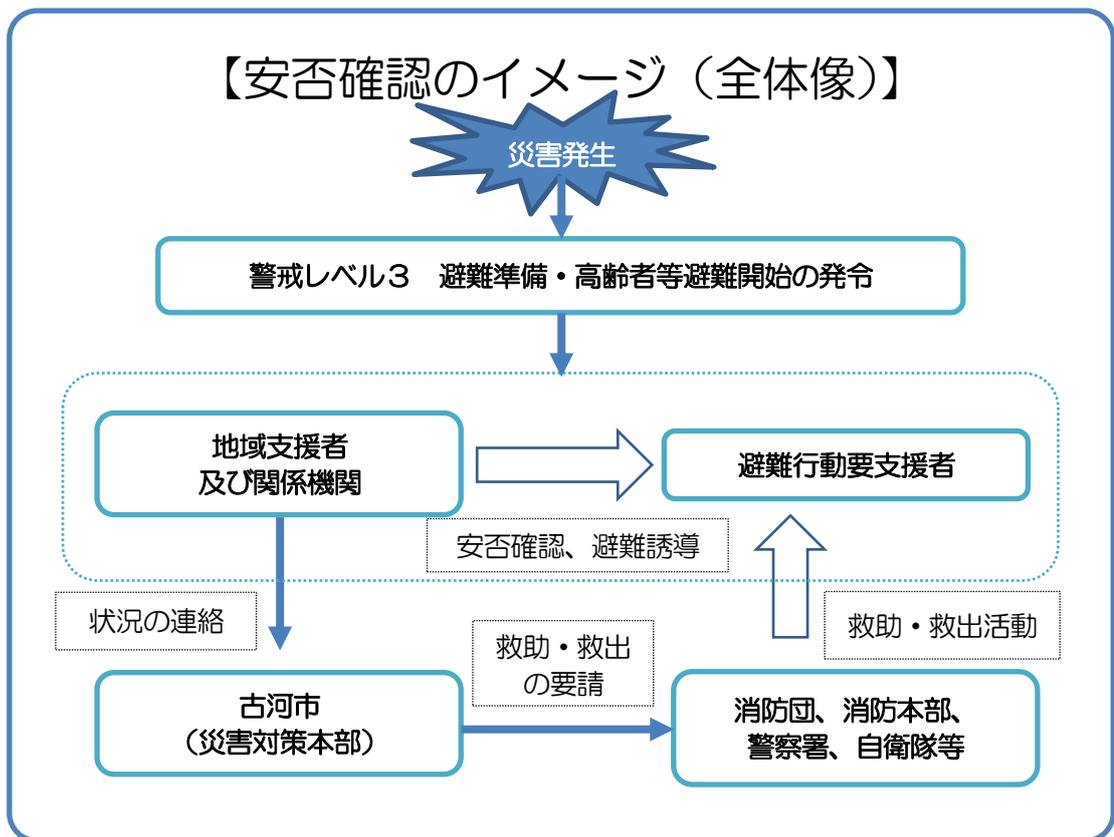
## 第3 安否確認

### (1) 安否確認の方法

避難行動要支援者の安否確認は、災害時においては、地域支援者及び関係機関が中心となって、可能な限り避難行動要支援者を直接訪問してその安否を確認するとともに、速やかに避難行動を開始するよう促し、避難行動を支援するものとします。

避難後の安否確認については、避難行動要支援者名簿を基礎とし、必要に応じて住民基本台帳等の平常時から市が保有している情報も活用して行うものとします。市は、これらの情報と避難者名簿等の避難状況が把握できる書類を照合し、確実な安否確認の実施に努めるものとします。

また、市は、避難所以外の場所（親類や知人の家など）に避難した避難行動要支援者の安否について、地域支援者及び関係機関の協力を得て情報の収集を行うものとします。避難行動要支援者本人やその家族等は、避難所以外の場所に避難した場合は、その旨を地域支援者、市の対策班又は災害対策本部に速やかに連絡するよう努め、市が行う安否情報の集約にできる限り協力するものとします。



(2) 居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認

市は、居宅に取り残された可能性の高い避難行動要支援者がいることを確認した場合は、直ちに消防団、消防本部、警察署、自衛隊等に協力を要請し、早期の救助、救出に全力を尽くすものとする。

(3) 安否情報窓口の設置

市は、安否情報の集約、問い合わせ等に一元的に対応するため、市の対策班又は災害対策本部に安否情報窓口を設置するものとする。

## 第5章 避難所等における支援

### 第1 避難所の設置及び運営

#### (1) 避難所の整備

市は、避難所として指定する施設については、障がい者用トイレや段差解消のためのスロープの設置など、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化の促進を図り、避難行動要支援者に配慮した施設整備に努めるものとします。

#### (2) 避難所に必要な物資の備蓄

避難所として指定した施設には、避難所開設時に応急的に必要となる食料、飲料水等を事前に配分し、備蓄しておくものとします。なお、食料については、避難行動要支援者の状態に応じて対応できるよう種類の多様化を図るとともに、食物アレルギー対応食品等の供給、確保にも配慮するものとします。また、高齢者、障害者等が主体である避難行動要支援者の生活に配慮して、紙おむつ、簡易トイレ、老眼鏡等の生活用品についても、計画的な備蓄に努めるものとします。

#### (3) 避難所の開設及び運営

市は、警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を発令したときは、市内全ての避難所を開設するものとします。避難所の開設は、原則として避難所の施設管理者又は避難所担当職員が行うものとします。なお、避難所開設を決定したときは、避難情報等の伝達と同様に、防災行政無線、緊急速報メール、広報車による広報活動等の手段によって開設した避難所の名称、避難経路等を避難行動要支援者に周知するものとします。

避難所の運営については、開設当初の段階では、市職員が避難者と協力して避難所運営の役割分担を行うことで、避難所運営体制を整えるものとします。

避難行動要支援者については、その身体及び精神の状態に特に配慮を要することから、できる限り居住空間を区別（例：学校であれば保健室など）するなどの配慮をするよう努めるものとなりますが、対応初期は、避難直後の混乱によって、すべての避難行動要支援者に対する支援が十分に行えないことも想定されます。

## 2 福祉避難所

### (1) 福祉避難所の指定

市は、一般避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者のための避難所として適当な機能を有する市の施設をあらかじめ福祉避難所として指定するものとします。福祉避難所として指定する施設には、一般避難所と同様に、避難行動要支援者に配慮した食料や生活用品、必要な介護用品、衛生用品等を整備しておくものとします。

また、大規模災害発生時において、民間の福祉施設等に対する緊急的に利用を要請する事態も想定し、市は、利用可能な各施設の情報を整理しておくとともに、防災協力事業所登録制度(※)の活用や必要に応じて事前に民間事業者と協定を締結するなどの取組みを図るものとします。

※ 防災協力事業所登録制度とは、災害時における人材、資機材、施設等の提供や協力を希望する市内の民間事業者や団体が、あらかじめ市に登録することができる制度です。

### (2) 福祉避難所の開設と運営

福祉避難所の開設は、一般の指定避難所が、災害発生後、連続して24時間以上開設される見込みがある場合に開設します。なお、福祉避難所を開設するに当たっては、対策班又は災害対策本部において、福祉避難所として開設する施設の被害状況、受入可能人数等を事前に確認したうえで、開設の可否を判断するものとします。

福祉避難所の運営については、一般避難所とは異なり、避難者による自主的な運営体制の構築が難しいと考えられるため、市は、看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士等の資格を有する市職員の優先的な配置に努めるとともに、必要に応じて、社会福祉協議会や民間の事業者等に協力を求め、運営体制を整備するものとします。また、人材が不足する場合は、防災協力事業所に登録されている民間事業所や団体等への協力依頼、ボランティアの受け入れ等による人材の確保を図るものとします。

### (3) 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、原則として身体等の状況が特別養護老人ホームや老人短期入所施設、医療機関等へ入所、入院するに至らない程度である避難行動要支援者を優先し、避難行動要支援者を介護、介助する家族等についても対象とするものとします。

### (4) 社会福祉施設、医療機関等との連携

避難行動要支援者の状態によっては、特別養護老人ホーム等への緊急入所、ショートステイ等の対応が必要となる可能性があります。こうした場合に備え、市は、平常時から民間の社会福祉施設、障害者支援施設、介護施設等との情報の共有に努めるとともに、民間事業者や団体等との福祉避難所運営に関する協力体制の整備を図るものとします。

また、避難後に状態が急変するなどして緊急に医療処置や治療を必要とする場合は、消防機関や医療機関と連携し、迅速な救急搬送又は移送を実施し、避難行動要支援者の心身の安全確保を図るものとします。

秘

提出用

〒

様

届出人

住 所

氏 名

印

(代理人

)

### 古河市避難行動要支援者調査票（新規）

古河市長 宛て

(該当する□欄にチェックを入れるか、○印をつけてください。)

ふりがな		性別	生年月日	年 月 日
氏名				
住所又は 居所	〒	連絡先	自 宅	
			携 帯	
自治会又は行政区 加入の有無		<input type="checkbox"/> 加入している（名称 <input type="text"/> 自治会・行政区） <input type="checkbox"/> 加入していない <input type="checkbox"/> 施設に入居している		
と 支 援 を 必 要 と す る 事 由	区分	75歳以上の高齢者		

令和 年 月 日

私は、災害時に支援が必要となるため、避難行動要支援者の支援の趣旨を理解し、地域の支援者及び関係者等に対して情報を提供することに、

同意します。

同意しません。

【裏面あり】

## 【注意事項】

表面の情報については、避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な活動を円滑に実施することができるよう、平常時から避難行動要支援者名簿に記載又は記録し、あらかじめ関係者等に情報提供を行います。

ただし、関係者等は可能な限りで支援を実施する者であるため、支援について、法的な義務や責任を負うものではありません。

※情報提供に同意しない場合は、関係者等への情報提供は行いません。

ただし、災害時において、個人の生命、身体又は財産を保護するために、緊急かつやむを得ないと認められるときは、同意を得ずに情報提供することがあります。

〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 様



提出用

届出人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人 \_\_\_\_\_ )

### 古河市避難行動要支援者調査票（変更）

古河市長 宛て

(該当する□欄にチェックを入れるか、○印をつけてください。)

ふりがな 氏名		性別	生年月日	年 月 日
住所又は 居所	〒 _____	連絡先	自 宅	
			携 帯	
支援を必要 とする事由				
前回調査年月	年 月			
調 査 内 容 (変更がある場合は、右欄の変更内容にチェックをお願いします)				
調査項目	現在の登録情報		変更内容	
自治会又は 行政区	加入済（名称 _____）		<input type="checkbox"/> 加入済（名称 _____） <input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 施設に入居している	
同意状況	同意しません		<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません	

**【裏面あり】**

## 【注意事項】

表面の情報については、避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な活動を円滑に実施することができるよう、平常時から避難行動要支援者名簿に記載又は記録し、あらかじめ関係者等に情報提供を行います。

ただし、関係者等は可能な限りで支援を実施する者であるため、支援について、法的な義務や責任を負うものではありません。

※情報提供に同意しない場合は、関係者等への情報提供は行いません。

ただし、災害時において、個人の生命、身体又は財産を保護するために、緊急かつやむを得ないと認められるときは、同意を得ずに情報提供することがあります。



# 古河市避難行動要支援者 登録抹消届

年 月 日

古河市長 宛て

届出人 住所  
氏名 ⑩  
電話番号  
(代理人 )

私は、避難行動要支援者の登録を抹消したいので届け出ます。

避難行動要支援者として 登録されている者	氏名	
	住所	
届出の理由		
<input type="checkbox"/> 登録者が死亡したため <input type="checkbox"/> 登録者が市外へ転出したため <input type="checkbox"/> 登録者が避難行動要支援者の要件に該当しなくなったため <input type="checkbox"/> その他(具体的に )		

(注)

登録者が死亡した場合及び登録者本人が届け出ることができない場合は、  
代理人が記入し、届け出てください。

## 古河市避難行動要支援者調査票(個別支援計画)

確認日 年 月 日

要支援者名		性別	男・女	住所		
生年月日	年 月 日	支援区分	高齢・身体・療育・精神・介護・その他			
同居家族等	いない・いる 人(内、平日昼間在宅 人)			電話番号		
避難行動要支援者の状態	主な疾患・障がい等	かかりつけの医療機関等		薬の種類	介護・医療機器	
		医療機関名 主治医 電話番号		(薬局名 )		
		医療機関名 主治医 電話番号				
その他、配慮が必要な事を具体的に記入してください。						
避難支援に関する事項	(1) 情報入手に係る支援方法	直接声掛けが必要 声かけ以外の方法が必要【内容】				
	(2) 避難行動に係る支援及び介助の方法	立つことや歩くことが不自由なので介助が必要 目や耳が不自由なので介助が必要 車いすの介助が必要 担架、ストレッチャー等での介護が必要 介護・医療機器等、運搬の介助が必要 その他【具体的に】				
	(3) 避難生活に係る支援及び介助の方法	常時介助が必要(食事・トイレ・入浴) 一部介助が必要【具体的に】 その他【具体的に】				
災害時の避難の方法	洪水(大雨)時の避難の方法		避難先			
	大地震時の避難の方法		避難先			
緊急時連絡先	氏名	連絡先		住所		
		自宅		〒		
	続柄 ( )	携帯				
		自宅		〒		
続柄 ( )	携帯					
地域支援者	<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 自助(家族等の支援を含む)で避難 <input type="checkbox"/> 今後、見つければお願いしたい (複数選択可) <input type="checkbox"/> 医療・介護・福祉等のサービスを利用 <input type="checkbox"/> その他( )					
	<input type="checkbox"/> いる  ※どなたに、どのような支援をお願いしていますか？					

(注) 地域支援者への声掛けや避難の支援の依頼は、ご本人又はご家族等から、普段のお付き合いの中でお願いしてください。地域支援者は、自らが可能な範囲において避難行動要支援者の支援を行うものであり、支援について法的な義務や責任は負いません。

確認者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

自宅から避難先までの経路

## 災害時避難行動要支援者支援制度についての重要事項説明書

- この災害時避難行動要支援者支援制度は、古河市が行うものです。古河市は、この制度の取組みの一部を福祉事業所等に委託して行っています。
- 災害時避難行動要支援者支援制度とは、地域の方々の「助け合い・支え合い」により、ご本人の避難行動の支援を行う制度です。
- 災害時避難行動要支援者調査票(個別支援計画)(以下「計画」という。)は、ご本人又はそのご家族等の了解の下で、必要に応じて任意で作成するもので、必ず作成しなければならないというものではありません。
- この計画は、ご本人又はそのご家族等が、災害時等にどのような支援を得て避難行動をとればよいのか、ということについて、ご本人又はそのご家族等が自ら確認し、予め取り決めをして、それを記録しておくものです。
- 作成者は、必要な情報等を提供し、ご本人又はそのご家族等と一緒に計画を作成します(作成者が計画の作成のお手伝いをします)。
- 計画は、作成者が、ご本人又はそのご家族等と面談や話し合いを介して、ご本人又はそのご家族等の意向を確認し(意向を反映させて)作成します。
- 計画の内容は、ご本人又はそのご家族等の状況の変化や、ご本人又はそのご家族等からの意向や申出によって、随時変更することができます。
- 地域の方々から災害時等に声掛けや、避難の支援をしていただくためには、ご本人又はそのご家族等から、普段の地域でのお付き合いの中で、地域の方々に支援していただけるようお願いしてください。
- 地域の方々による災害時等の声掛けや、避難の支援は、地域の方々の助け合い、支え合いの精神に基づくもので、法的な義務や責任を負うものではありません。そのため、地域の方々からの支援が得られない場合もありますので、予めご了解ください。
- 実際に、災害等が起きそうだ、又は災害等が起きた、という時には、この計画に従って、ご本人又はそのご家族等の判断で避難を開始してください。

- 災害時等に、ご本人又はそのご家族等のもとに公的な支援が提供されるまでには、相当の時間がかかります。市の職員や福祉サービスの事業者等は、すぐにはご自宅に駆けつけることができないことを、予めご理解ください。
- 計画は、ご本人又はそのご家族等、古河市、作成者の三者が保管します。古河市及び作成者は、計画に記載された個人情報等が他に漏れることのないように厳重に管理します。
- この計画を作成するにあたって、ご本人又はそのご家族等の費用負担はありません。

私（作成者）は、上記の内容を説明しました。

年 月 日

作成者（自署） \_\_\_\_\_

私は、この計画の趣旨について、上記の作成者から説明を受けました。  
私は、この計画を作成すること、及び私の心身の状況に関する事  
についての情報を古河市に提供することについて

[ 同意します。 ・ 同意しません。 ]

(いずれかに○)

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名（自署） \_\_\_\_\_

代理人（自署） \_\_\_\_\_